

萩観光マイクロツーリズム促進助成金交付要綱

第1条 実施の目的

域内旅行の活性化を図るため、萩市内への日帰り旅行を造成する旅行業者に対し、催行人数に応じて支援金を助成することで、地元及び近隣旅行会社の積極的な着地型旅行商品づくりと地域の魅力再発見の醸成を促すとともに観光消費額の増加を図ることを目的とする。

第2条 助成対象者

助成要件を満たし、事前承認した旅行商品を造成した旅行業者に対して、予算の範囲内で助成する。

第3条 助成の要件

以下の要件をすべて満たすこと。

- (1) 募集型及び受注型の企画旅行であること。
- (2) 萩市内の観光を目的とした日帰りの旅行であること。
- (3) 以下のいずれかを満たすこと。
 - ア. 市内の観光スポットに2箇所以上立ち寄ること。
 - イ. 市内の事業者が実施する体験プログラムを1件以上実施すること。
- (4) お土産購入目的又は昼食をとる目的で市内商業施設に立ち寄ること。
- (5) 旅行商品催行にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策として、一般社団法人日本旅行業協会、一般社団法人全国旅行業協会が定める「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン」を遵守すること。
- (6) 募集チラシ、WEBページ等の募集広告に「Go to 萩」キャンペーンロゴマーク及び本助成金で実施する旨を表示すること。(※1)
- (7) 以下のいずれかに該当しないこと。
 - ア. 学校行事として実施する旅行
 - イ. その他、不相当と認めるもの

第4条 助成金の交付額

送客実績に応じ、参加者1名あたり1,000円を助成する。

第5条 助成金の交付の申請

助成金の交付を申請しようとする者は、事前に一般社団法人萩市観光協会会長（以下「会長」という。）に助成金交付申請書（別記第1号様式）及び関係書類を提出するものとする。

第6条 助成金の交付の決定

前条の申請書の提出があった場合は、会長は、助成金の交付の可否を決定し（別記第2号様式）、申請者に通知する。

第7条 事業の変更等

申請者は、助成事業の内容を変更する場合、又は事業を中止する場合は、速やかに変

更・中止承認申請書（別記第3号様式）を提出し、会長の承認を受けることとする。

第8条 実績報告

申請者は、助成事業終了後14日以内に会長に対し実績報告書（別記第4号様式）を提出すること。なお、期限までに提出されない場合は、助成金を受領する権利を自ら放棄したものとみなす。

報告に際しては、参加者数が確認できる証明書類を添付することとする。

第9条 交付額の確定

会長は、助成金の交付実績報告が適当と認められたときは、助成金の額を確定し助成金を交付する。

第10条 助成金の返還

助成金交付決定の取消等助成金の交付決定後もしくは確定後において、次に該当する場合は、会長は、原則として当該交付決定を取り消すこととし、既に助成金が交付されているときは、その返還を求める。

- (1) 申請書、実施報告書、添付書類等に不正並びに著しい不備があるとき。
- (2) 天災、天候不順、交通機関の運休などの理由により、催行が不可能となった場合は、助成金の交付適用外とする。

第11条 その他

その他、この要綱に定めのない事項については、会長が別に定める。

この要綱は、令和4年3月18日から適用する。

【(※1) キャンペーンロゴマーク及び助成金告知の例】

